事 務 連 絡 平成 25 年 12 月 26 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会 専務理事 矢ヶ崎 忠夫

薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について(施行通知)

このことについて、平成 25 年 12 月 18 日付け事務連絡をもって、農林 水産省消費・安全局畜水産安全管理課薬事監視指導班長から別添のとおり 通知があったので、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

このたびの通知は、薬食発 1213 第 4 号をもって、厚生労働省医薬食品局長から、①薬事法第 2 条第 14 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条の4 に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(平成 25 年厚生労働省令第 128 号)が平成 25 年 12 月 13 日に公布されたこと、②それに伴い、各都道府県知事、各保健所設置市長及び各特別区長にその旨を通知したこと、の 2 点について、本会会員に周知を依頼されたものです。

本件のお問合わせ先 公益社団法人

> 日本獣医師会事業担当:笹川 TEL 03-3475-1601



事 務 連 絡 平成25年12月18日

公益社団法人 日本獣医師会専務理事 殿

農林水産省消費·安全局畜水産安全管理課 薬事監視指導班長

薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について(施行通知)

このことについて、厚生労働省医薬食品局長より別添写しのとおり通知がありましたので、御留意いただくとともに、貴会会員への周知方お願いします。





薬 食 発 1 2 1 3 第 4 号 平成 2 5 年 1 2 月 1 3 日

農林水産省消費・安全局長 殿

厚生労働省医薬食品局長 (公 印 省 略)

薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に 規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について (施行通知)

薬事法第2条第14項に規定する指定薬物等については、薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令(平成19年厚生労働省令第14号)において定めているところである。

本日、薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(平成25年厚生労働省令第128号)が公布されたことに伴い、各都道府県知事、各保健所設置市長及び各特別区長宛てに、別添写しのとおり通知したので、貴職におかれては、御了知の上、関係機関に周知されるようお願いする。





聚食発1213第 1 号 平成25年12月13日

厚生労働省医薬食品局長 (公 印 省 略)

薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に 規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について(施行通知)

薬事法(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第2条第14項に規定する指定薬物等については、薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令(平成19年厚生労働省令第14号。以下「指定薬物省令」という。)において定めているところである。

本日、薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(平成25年厚生労働省令第128号。以下「改正省令」という。)が別添のとおり公布されたので、貴職におかれては、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知徹底及び適切な指導方御配慮願いたい。

記

1. 指定薬物の指定等

(1) 新たに包括的に指定薬物を指定すること

次の物質群について、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用(当該作用の維持又は強化の作用を含む。)を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められたことから、法第2条第14項に規定する指定薬物として指定したこと。

2-アミノー1-フェニループロパンー1-オン(以下「基本骨格」という。)の2位にアミノ基以外の置換基が結合していないか又は当該アミノ基の代わりに次の表の第1欄に掲げるいずれかの置換基が1つ結合し、かつ、3位に水素以外が結合していないか又は同表の第2欄に掲げるいずれかの置換基が1つ結合し、かつ、ベンゼン環の2位から6位までに水素以外が結合していないか又は当該ベンゼン環の2位、3位若しくは4位に同表の第3欄に掲げるいずれかの置換基が1つ結合している物であって基本骨格の2位、3位及び当該ベンゼン環にさらに置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類。ただし、次に掲げる物を除く(以下「カチノン系化合物群」という。)。

- イ 覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号)に規定する覚せい剤
- ロ 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)に規定する麻薬及び 向精神薬

	第1欄		第2欄		第3欄
1	メチルアミノ基	1	メチル基	1	メチル基
₹2	エチルアミノ基	2	エチル基	2	エチル基
3	ジメチルアミノ基			3	メトキシ基
4	ジエチルアミノ基	′		4	メチレンジオキシ基
5	メチルエチルアミノ基			5	フッ素原子
6	1 -ピロリジニル基			6	塩素原子
				7	臭素原子
				8	ョウ素原子

(2) 指定された物質を含む物

(1) に掲げる物質のいずれかを含有する物(ただし、元来これらの物質を含有する植物を除く。) は指定薬物であり、規制の対象となること。

(3) 所要の規定の整理

指定薬物省令中、(1)に掲げる物質群に含まれることとなる次に掲げる21物質の名称を指定薬物省令から削除したこと。ただし、当該21物質については改正省令の施行後においても、(1)に掲げる物質群に含まれる物質であることから法第2条第14項に規定する指定薬物であることに変わりはないこと。

①名称: 2-(エチルアミノ)-1-フェニルブタン-1-オン及びその 塩類

通称: N-Ethylbuphedrone、NEB

②名称:2-(エチルアミノ)-1-(4-メチルフェニル)プロパン-

1ーオン及びその塩類

通称: 4-Methylethcathinone

③名称:2-エチルアミノ-1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)

プロパンー1ーオン及びその塩類

通称:bk-MDEA

④名称:1-(4-エチルフェニル)-2-(メチルアミノ)プロパンー 1-オン及びその塩類

通称: 4-Ethylmethcathinone

⑤名称: 2 - (ジメチルアミノ) -1- (4-メチルフェニル) ブタン- 1-オン及びその塩類

通称: 4-Methyl-N-methylbuphedrone

⑥名称: 2-(ジメチルアミノ)-1-(3,4-メチレンジオキシフェニル) プロパン-1-オン及びその塩類

通称:bk-MDDMA

⑦名称: 1-フェニルー2-(ピロリジン-1-イル)ブタン-1-オン 及びその塩類

通称: α-PBP

⑧名称: 1-(3-7)ルオロフェニル) -2-(メチルアミノ) プロパン -1-オン及びその塩類

通称: 3-Fluoromethcathinone、3-FMC

⑨名称:1-(4-フルオロフェニル)-2-(メチルアミノ)プロパン -1-オン及びその塩類

通称: 4-Fluoromethcathinone、4-FMC

⑩名称:1- (4-ブロモフェニル)-2- (メチルアミノ) プロパン-1 -オン及びその塩類

通称:Brephedrone、4-Bromomethcathinone

⑪名称:2-(メチルアミノ)-1-フェニルブタン-1-オン及びその 塩類

通称: Buphedrone

⑩名称:2-(メチルアミノ)-1-フェニルペンタン-1-オン及びその 塩類

通称:Pentedrone

③名称:2-(メチルアミノ)-1-(4-メチルフェニル)ブタン-1-オン及びその塩類

通称: 4-Methylbuphedrone

通称:bk-MBDB、Butylone

⑮名称: 2-(メチルアミノ)-1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)ペンタン-1-オン及びその塩類

通称:Pentylone

⑩名称:1-(4-メチルフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)プロパン-1-オン及びその塩類

通称:デスエチルピロバレロン、4-MePPP

通称: MDPBP

通称: MDPPP

通称: 4-Methoxy-N, N-dimethylcathinone、N-Methylmethedrone

②名称:1-(4-メトキシフェニル)-2-(ピロリジンー1ーイル) ペンタン-1-オン及びその塩類

通称: 4-MeO-α-PVP

②名称:1-(4-メトキシフェニル)-2-(メチルアミノ)プロパン -1-オン及びその塩類

通称: 4-Methoxymethcathinone、Methedrone

2. 医療等の用途の規定

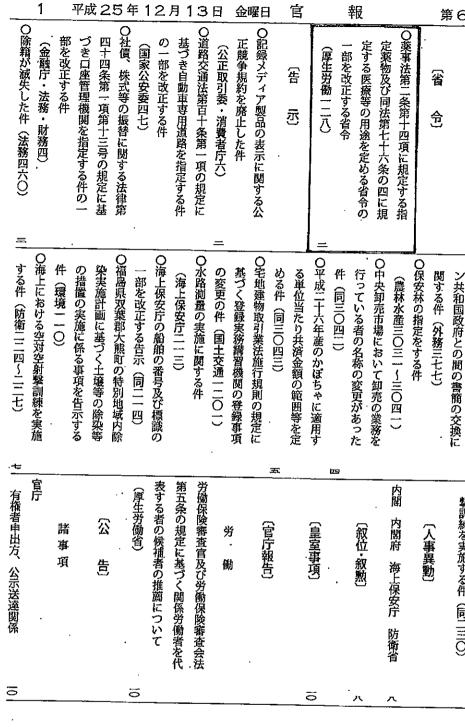
上記1.(1)及び(2)に示した物質について、次に掲げる用途を法第76条の4に規定する医療等の用途として定めたこと。

- (1) 次に掲げる者における学術研究又は試験検査の用途
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体及びその機関
 - ③ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第4項に規定する大学共同利用機関
 - ④ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- (2) 法第69条第4項に規定する試験の用途
- (3) 法第76条の6第1項に規定する検査の用途
- (4)犯罪鑑識の用途
- (5)(1)から(4)までに掲げる用途のほか、以下の表の左欄に掲げる物にあっては、右欄に掲げる用途

カチノン系化合物群(基本骨格の2位 元素又は化合物に化学反応を起こ にジメチルアミノ基、ジエチルアミノさせる用途 基、メチルエチルアミノ基又は1-ピ · ロリジニル基が結合している物を除 く。) 及びこれらを含有する物

- (6)(1)から(5)までに掲げる用途のほか、厚生労働大臣が人の身体に 対する危害の発生を伴うおそれがないと認めた用途
- 3. 施行期日

公布の日(平成25年12月13日)から起算して30日を経過した日(平成26年 1月12日)から施行すること。



〇海上における空対空射撃訓練及び水 〇海上における空対空射撃訓練及び試 る件 (同三九) 上標的に対する射爆撃訓練を実施す 練及び試験を実施する件(同二二八) 験並びに水上標的に対する射爆撃訓

編 集・印 刷 独立行政法人国立印刷局

をした件(同四六一)

〇裁判外紛争解決手続の利用の促進に

関する法律第十三条第一項の規定に

撃訓練を実施する件 (同二三〇)

〇食糧援助に関する日本国政府とベナ

よる変更の届出があった件

(同四六二)

〇海上における水上標的に対する射爆

地方公共団体 会社その他 教育職員免許状失効関係

흥 풋

裁判所 相続、公示催告、失踪、破産、免責、

特別清算、会社更生、再生関係

0

〇裁判外紛争解決手続の利用の促進に

0

関する法律第五条の規定による認証

 \triangleright

第三種 野便物 翠可 日刊(行政機関の休日休刊)明治二十年三月三十一日 日刊(行政機関の休日休刊)

令

〇厚生労働省令第百二十八号

令の一部を改正する省令を次のように定める。 事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定に基づき、薬 薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第十四項及び第七十六条の四の規定に基づき、

平成二十五年十二月十三日

定める省令の一部を改正する省令 楽事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を 厚生労働大臣 田村 憲久

る省令(平成十九年摩生労働省令第十四号)の一部を次のように改正する。 薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定め

|せい剤取締法| を「覚せい剤取締法」に改め、同号を第九十八号とし、第百二十号中「並びに」を「及 |を二十一号ずつ繰り上げ、第百十九号中「並びに」を「及び」に、「物及び」を「もの並びに」に、「覚 一号を第八十八号とし、第百九号を削り、第百十号を第八十九号とし、第百十一号から第百十八号まで 第八十五号とし、第百五号を削り、第百六号を第八十六号とし、第百七号を第八十七号とし、第百八 |を第八十号とし、第九十九号から第百二号までを十八号ずつ繰り上げ、第百三号を削り、第百四号を |九十二号から第九十五号までを十六号ずつ繰り上げ、第九十六号及び第九十七号を削り、第九十八号 び」に、「物及び」を「もの並びに」に、「覚せい剤取締法」を「覚せい剤取締法」に改め、同号を第九 第五十二号から第六十四号までを六号ずつ繰り上げ、第六十五号を削り、第六十六号を第五十九号と 第四十八号までを四号ずつ繰り上げ、第四十九号及び第五十号を削り、第五十一号を第四十五号とし、 十九号を第六十九号とし、第八十号から第八十三号までを十号ずつ繰り上げ、第八十四号から第八十 号を第六十三号とし、第七十三号から第七十七号までを九号ずつ繰り上げ、第七十八号を削り、第七 -九号とし、同号の次に次の一号を加える。 **/ 号までを削り、第八十九号を第七十四号とし、第九十号を削り、第九十一号を第七十五号とし、第** 第一条中第二十三号から第二十五号までを削り、第二十六号を第二十三号とし、第二十七号から第 第六十七号から第六十九号までを七号ずつ繰り上げ、第七十号及び第七十一号を削り、第七十二 九号までを三号ずつ繰り上げ、第三十号を削り、第三十一号を第二十七号とし、第三十二号から

百 ないか又は同表の第二個に掲げるいずれかの置換基が一つ結合し、かつ、ベンゼン環の二位からに次の表の第一側に掲げるいずれかの置換基が一つ結合し、かつ、三位に水素以外が結合してい 除く(第二条第五号において「カチノン系化合物群」という。)。 ニーアミノーーーフェニループロパンーーーオン(以下この号及び第二条第五号において「基 ベンゼン環にさらに置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類。ただし、次に掲げる物を 第三欄に掲げるいずれかの履換基が一つ結合している物であって基本骨格の二位、三位及び当該 本骨格」という。)の二位にアミノ基以外の置換基が結合していないか又は当該アミノ基の代わり 八位までに水素以外が結合していないか又は当該ベンゼン環の二位、三位若しくは四位に同表の

覚せい削取締法に規定する覚せい剤

麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬及び向精神薬

五 メチルエチルアミノ基 ニ ジメチルアミノ基 ニ ジメチルアミノ基	第一個
ニ エチル基	第二欄
五 フッ素原子 四 メチレンジオキシ基 二 エチル基	第三欄

第二条第五号の表に次のように加える。第一条中第百二十一号を第百一号とする。 している物を除く。)及びとれらを含有する物チルアミノ基又は一ーピロリジニル基が結合チルアミノ基、ジエチルアミノ基、メチルエカチノン系化合物群(基本骨格の二位にジメカチノン系化合物群(基本骨格の二位にジメ 六 一ーピロリジニル基 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途 八七六 塩素原子 臭素原子 ヨウ素原子

この省令は、則 公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

〇消 費 者 庁告示第六号

年公正取引委員会告示第三号)を平成二十五年十一月二十九日をもって廃止した旨の報告があったの百三十四号)第十一条第一項の規定に基づく配録メディア製品の表示に関する公正競争規約(平成五日本記録メディア製品公正取引協議会から、不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第 で告示する。

平成二十五年十二月十三日

公正取引委員会委員長

阿杉南本

和 久行

員会告示第十六号(通路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件)の一部道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第百十条第一項の規定に基づき、平成十一年国家公安委 〇国家公安委員会告示第四十七号

を次のように改正する。 平成二十五年十二月十三日

第一号の表九号の項中 鳥取県西伯郡大山町から島根県八東郡玉湯町まで

国家公安委员会委員長

古屋 圭司

を

鳥取県西伯郡大 鳥取市高から同

山町から島根県八束郡玉湯町まで に改める

市嶋まで

との告示は、平成二十五年十二月十四日から施行する。 附 則

〇法務省告示第四号金融庁

株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第四十四条第一項第十三号の規定

(社債、

株式等の扱替に関する法律第四十四条第一項第十三

号の規定に基づき口座管理機関を指定する件)の一部を次のように改正する。 平成二十五年十二月十三日

金融庁長官

法務大臣

クーカントナール ヴォド スイス連邦 ローザンヌ市 プラス サンーフランードドイチェ ランデスパンク ジロセントラルの項の次に次のように加える。 サンーフランソワ